

議案第 29 号

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和 32 年小松島市条例第 20 号)等の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第11条の4を第11条の5とし、第11条の3を第11条の4とする。

第11条の2第1項第2号中「第11条の4第1項又は第3項」を「第11条の5第1項又は第3項」に改め、同条を第11条の3とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第11条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第18条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第20条第4項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条第2項第1号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額」を加え、同条第3項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条の2中「第10条から第11条の2までの規定」を「第10条、第11条及び第11条の3の規定」に改める。

第22条及び第24条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次

に「，地域手当」を加える。

第26条第1項中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加え，同項ただし書中「給料」の次に「，地域手当」を加える。

(小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

第5条の2を第5条の3とし，第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条の2 地域手当は，当該地域における民間の賃金水準を基礎とし，当該地域における物価等を考慮して市長が定める地域に在勤する職員に支給する。

第20条中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

(小松島市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第2項中「及び扶養手当」を「，扶養手当及び地域手当」に改める。

(小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第2条第1項」を「前条第1項」に改める。

第4条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め，「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

第8条中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

(小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第11条の2まで」を「第11条まで，第11条の

3」に改める。

(小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の2の表中「第11条の3第2項第2号」を「第11条の4第2項第2号」に改める。

(小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第11条の3第2項第2号」を「第11条の4第2項第2号」に改める。

(小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 小松島市職員の修学部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第11条の3第2項第2号」を「第11条の4第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。